

ンセラー、恩師など誰でも良い。また、カウンセリングをこの部分から始めることも可能であるが、治療者との間で信頼関係を作るまでに長い時間が必要なことが多く、それまで様々に振り回される可能性は高い。

つまり「児童の心身の安全」と「保護者が社会的枠組みを守る」という面ができていなければ、カウンセリング等の心理的援助は困難であり、児童福祉司などが前面に立って、関わりの枠組み作りを行う必要がある。

#### 4. 考察

##### (1) それぞれの取組みの特徴と利点、課題

###### 1) 評価(アセスメント)

指導目標、指導方法を設定するに当たり、3つの自治体とも評価(アセスメント)を重視している。しかし、評価方法や評価結果に基づく保護者のカテゴライズは自治体により異なっている。大阪府のプロジェクト・チームでは、指導する側と指導を受ける側とが「虐待」というテーマを共有化することが指導には不可欠であるとの考え方から、虐待に対する保護者の認知の状況によって、保護者を3つのタイプに分類している。神奈川県では、親の医学診断、「親役割」の評価、子どもの評価など幅広い観点から評価を行っている。評価は保護者へのアプローチの内容や方法を内包しており、また、これらの評価は指導開始後の節目節目で何度も行われる。つまり、評価が指導プログラムにフィードバックされる。また、これらの評価に加え、家族支援チェックリストに基づく評価も行っており、指導開始後の節目節目で行われる評価においても同

じチェックリストが採用されている。しかも、このチェックリストは評価の都度、家族評価シートに盛り込まれるレーダーチャートによりグラフ化され、家族関係の変化や指導効果を視覚的に追跡できるようになっているところに特徴がある。北九州市では、保護者の虐待の性質や虐待に対する認識により、4つのタイプに分けている。

このように、自治体によって評価方法等は異なるが、虐待に対する保護者の認知状況および保護者の児童相談所への態度はいずれの自治体においても評価すべき項目の中に共通して含まれおり、これらが指導プログラムを設定する上で極めて重要な要素であることを物語っている。

大阪府と北九州市は評価項目がシンプルであり、実際の臨床場面では使い勝手がよいと思われるが、反面、これらの評価項目だけで指導プログラムにつなげるには無理がなくはないと思われる。神奈川県の評価方法は、具体的な指導内容や指導方法を内包しているが、多大な事務量を要するであろう。神奈川県方式をよりスリム化した評価方法を検討する必要がある。この場合、保護者の虐待への認識の状況、児童相談所への態度は、その後の指導に極めて重要な影響を及ぼす要素であり、評価項目としては不可欠となろう。

###### 2) 指導プログラム

大阪府では、保護者の虐待に対する認知や児童相談所への態度に関する評価結果に基づき、児童相談所における指導・援助姿勢を3つに分けている。すなわち、虐待の事実を認めず、児童相談所に非協力的な保護者には「強い指導・介入的援助」、虐待の

事実を部分的に認める保護者には「教育的・福祉的指導・援助」、虐待の事実を全面的に認め、児童相談所にも協力的な保護者には「治療的接近を含む指導・援助」を行うこととしている。そして、①不適切な養育関係の修正・改善、②より適切な養育行動を支持し、虐待をしないで済む養育関係の再構築、③児童との関係修復をめざした指導・援助を共通の援助目標としながら、一方で保護者のタイプに対応した上記の指導・援助姿勢を軸として、それぞれ①親としての役割、具体的行為、客観的に確認可能な事実の水準、②親子の関係性に焦点づけた虐待者の内的吟味的水準、③虐待者の個人的な人生上の課題についての内的吟味的水準の3つの目標水準を設定している。そして、これら指導・援助姿勢や目標設定水準に対応させて3つのアプローチ・タイプに分け、それぞれのアプローチ・タイプにおける援助の流れと課題を整理している。神奈川県や北九州市に比べ、大阪府の援助目標は最も幅広く、かつ緻密といえよう。

評価結果と指導の基本姿勢を対応させたことと指導・援助目標を極めて具体的に設定した意義は大きい。また、スケジュールチャート(表1、表2)は、児童相談所と保護者との関わりのスケジュールであり、保護者とともに作成し、常に進捗状況について保護者とともに確認していけるようになっていくところが注目に値する。児童相談所が当面の援助方針や保護者自身の課題や努力目標を保護者に対して明らかにしなければ、保護者としては先の見通しが持てず、永久に子どもを返してもらえないのではないかという不安をもっても当然であろう。保護者が児童相談所に攻撃的になったり拒

否的になったりする事例の中には、このような指導方針策定時における保護者参加と透明性の欠如も否定できないであろう。

ただし、保護者の3つのタイプから指導の基本姿勢や指導目標の設定を導き出すには、さらに詳細な検討が必要と思われる。また、具体的な指導プログラムの開発や指導効果に対する手順の検討等、解決すべき課題を多く抱えていることは大阪府プロジェクト・チームの報告書に記載されているとおりである。

神奈川県では、①養育環境調整、②養育態度へのアプローチ、③養育技術支援、児童のケアの4つが援助プログラムの要素となっており、それぞれについて評価を行った後、実際の指導プログラムが展開される。援助プログラムには、①親指導プログラムⅠ(親子接触準備プログラム)、②プログラムⅡ(親子接触プログラム)、③プログラムⅢ(在宅プログラム)があり、初期評価、中期評価、後期評価の後、それぞれのプログラムが実行される。神奈川県の方式では、評価が極めて重要視されており、評価とプログラムは表裏一体となって指導が進められる。指導開始後の各段階における評価(モニタリング)は、前述のレーダーチャートを含む家族評価シートという共通のフォーマットで行われるため、変化のプロセスが解り易くなっている。ただし、評価が綿密なだけにこれに係る業務量は多大となろう。

神奈川県の報告書では指導目標について触れられていないが、養育環境調整、養育態度へのアプローチ、養育技術支援が評価や指導プログラムの要素となっていることを踏まえると、大阪府の基本目標及び目標水準1の「親としての役割、具体的行為、

客観的に確認可能な事実での水準」とほぼ合致するのではなかろうか。

各プログラムは、予め進行表のようなビジュアルな形で整理されるので(表5、表6)、図1、図2)、指導のスケジュール、指導の形態(通所か訪問か)、頻度、各職種の役割等が明確になるとともに、プログラムの進行管理も容易となる。さらに、指導内容は、養育環境調整、養育態度へのアプローチ、養育技術支援、児童のケアと4つに絞られており、明確である。ただ、各プログラムの作成にあたり、保護者の参加がどこまで保障されているのか疑問が残る。

北九州市の方式(ポイント方式)は、保護者との間で遵守事項を取り決め、遵守事項が守れた場合に加点され、点数が一定の水準に達した場合に児童の面会や外泊、引取り等保護者の希望を適えるべく検討するというもので、行動療法的手法を取り入れたものである。指導に向けた保護者の動機づけ、指導プログラム作成段階における保護者参加という点で大きな利点を有していると言えよう。また、指導目標や指導内容も明解である。ただし、北九州市の報告書でも述べられているように、本方式は具体的な行為に対して評価するものであり、保護者の感情や認識、親子関係の改善などは点数化が困難であること、家庭引取り後どの程度効果が持続するのか未知数であること、当初から家庭復帰の可能性の高い事例でしか実施できず、確信的に虐待を行っている保護者に適用するには限界があることなどの問題点がある。ただし、親子関係の改善等に対する評価については、例えば神奈川県の評価方式と併用することも考えられるであろう。また、家庭引取り後の効果

の持続性については、そもそも虐待は関係性の悪循環に起因しているものであるから、点数方式により保護者の態度や行動が改善されることにより家族の力動関係が好転することも考えられる。すべての事例について本方式を導入することには限界があると思われるが、本方式は前述のとおり、指導に向けた保護者の動機づけや指導方法における明解さ等において大きな利点を有しており、指導の一過程として本方式の導入は積極的に検討されてよいだろう。

## (2) 指導法開発に向けた視点と方向性

以上、3つの自治体における保護者指導のあり方について比較検討を行った。最後に、これを踏まえ、本研究班として保護者への指導プログラムのあり方を検討するうえでの基本的な視点と方向性について述べる。

### 1) 指導法開発に向けた基本的視点

指導法を開発するに当たって、①有効性、②評価の客観性、③指導に向けた動機づけ、④利用者参加、⑤効率性の5つの基本的視点から検討する必要があると考える。①「有効性」は当該プログラムにおける有効性であり、「評価の客観性」には指導プログラムを決定する上で不可欠な保護者へのアセスメントおよび指導効果に対する評価(モニタリング)が含まれる。「指導に向けた動機づけ」は指導を受けることへの保護者の動機づけであり、援助関係が成立・持続するには、これが不可欠となる。「利用者参加」は援助の主人公たる保護者がプログラムの作成、実施段階に参加することであり、これは指導の有効性や保護者の動機づけを決定する極めて重要な要素と考えられる。

「効率性」は指導における費用対効果であり、最小の時間でいかに最大限の効果をあげるかということである。

## 2) プログラム開発のポイントと方向性

### ① 児童相談所における指導の枠組みと限界

大阪府の報告書でも述べられているように、例えば保護者の人生課題に対する内的吟味など、児童相談所が行うには限界のある援助もある。児童相談所が可能な援助領域と他機関との連携システムを視野に入れた検討が必要である。

### ② 保護者に対する評価とカテゴライズ

ア) 評価は保護者評価（アセスメント）であれ、指導効果に対する評価（モニタリング）であれ、指導プログラムを実践する上で極めて重要なプロセスである。特に、指導に先立つ保護者アセスメントに際しては、保護者の虐待への認知の状況をはじめ、児童相談所への態度、すなわち児童相談所に対する感情や指導を受けることへの動機づけ等に関する見極めが不可欠である。

イ) 神奈川県方式は個別事例ごとに綿密な評価を行うのに対し、大阪府、北九州市では保護者のカテゴライズを行っている。保護者のカテゴライズは業務負担の軽減が図れるという利点があるが、どこまで効果的なプログラムの作成、運用に寄与するか更なる検討が必要と思われる。

### ③ 指導目標の設定

指導目標は、大阪府のものが幅広であるのに対し、神奈川県では限定されたも

のとなっている。前述したように、神奈川県のは大阪府の基本目標及び目標設定水準1の「親としての役割、具体的行為、客観的に確認可能な事実での水準」とほぼ合致していると考えられ、これらが最低限設定すべき指導目標と言えよう。

### ④ プログラムの作成・実施と保護者参加

前述したとおり、プログラム作成および実施段階における保護者の参加をいかに保障するかが重要なポイントとなる。たとえ強権的措置を採った事例であっても、利用者自身が指導方針や指導内容に納得しなければ、指導を受けることへの動機づけが低減し、指導効果も期待できなくなるであろう。保護者参加のプログラムを検討するうえで、大阪府の「スケジュールチャート」、北九州市のポイント方式が参考となる。

### ⑤ プログラムの実施

指導の具体的手法については、北九州市を除き明確になっているとは言えない。北九州市の指導技法は、指導に向けた保護者への動機づけや指導目標の明確さ等において際立っており、大いに参考とすべきである。ただし、前述のとおり限界もあり、他の手法との併用が有効と考えられる。

### ⑥ 指導の進行管理（マネージメント）とモニタリング

ア) 指導の有効性、効率性を確保するには、指導の進行管理（マネージメント）が極めて重要となる。マネージメントの手法としては、指導の計画を時系列で視

覚的にまとめる神奈川県プログラムが参考となる。

1) モニタリング（指導効果の評価）については、先述のとおりである。

## 結 語

3ヵ年計画の初年度として、平成13年度は、先進的な取り組みを行っている大阪府、神奈川県（横浜市のものを踏まえたもの）、北九州市の3つの自治体の比較検討を行い、これを踏まえ指導プログラム作成に係る課題や方向性について考察した。

本報告書は、研究会での議論および3つの自治体やプロジェクト・チームがそれぞれ作成している報告書を踏まえて整理したものであるが、特に各報告書の内容を的確にまとめきれたとはいえない。本報告書の末尾にこれら報告書を掲載させていただいたが、本報告書の内容に誤解等があればお詫び申し上げるとともに、報告書を送付いただいた3つの自治体ならびに3つの取組みの土台を築いた横浜市には心から感謝申し上げる次第である。

### 【児童相談所班研究協力者】

庄司順一（分担研究者、青山学院大学）

安部計彦（北九州市児童相談所）

伊藤嘉余子（日本子ども家庭総合研究所）

川崎二三彦（京都府京都児童相談所）

才村純（日本子ども家庭総合研究所）

武井淳子（神奈川県総合療育相談センター）

武田玲子（横浜市中心児童相談所）

津崎哲郎（大阪市中心児童相談所）

福岡徹（神奈川県総合療育相談センター）

前田徳晴（児童養護施設救世軍希望館）

前橋信和（大阪府富田林子ども家庭センター）

山本恒雄（大阪府堺子ども家庭センター）

坂本正子（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課）

### 【引用文献】

・「虐待する親への指導—特に子どもを分離保護した場合の親指導の検討第1報」平成13年度大阪府子ども家庭センター虐待対応プロジェクトチーム：親指導・施設における治療援助プログラム開発チーム報告2、2002.3.5より）

・「再統合に向けた評価の取り組み」平成13年度 神奈川県虐待防止対策班親指導チーム

・「虐待する保護者への指導～北九州市児童相談所での対応例」北九州市児童相談所 安部計彦 2002. 3

表1 スケジュール・チャートの素案例 1

yy ちゃんについての今後の計画		大阪府 G 子ども家庭センター 電話		担当	
<p>1. これまでの親子関係について話し合い yy ちゃんとの今後の接し方について考えます：          子ども家庭センター担当 xxx と話し合っていきます（回数や予定は相談 連絡をとって決めます）</p> <p>2. yy ちゃんのいる M 学園には先に約束して決めた予定の日に行き行って yy ちゃんと楽しく遊ぶ相手をしてください。今は面会だけです。なお面会は M 学園の TT さんがご一緒にします</p> <p>3. ～さんの心身の調子については T 医院に定期的に通って治療を受けてください。          以上のことについて、これからもどうしていくか、話し合いながらすすめていきます。</p>					
<p>以上について確認しました。 年 月 日確認 母</p> <p>年 月 日確認 担当</p>					
年 月 日	内 容				
NN 年 N 月 N 日	母来所面接 上記について話し合いの上確認 子ども家庭センターとは当面 2 週間に 1 回位の頻度で面接 場所 日時はその都度約束して決めることとしました。				
N 月 P 日	次回予約 N 月 E 日 N 時市役所				
N 月 P 日	M 学園に確認 母 M 学園で N 月 Y 日 yy ちゃんと面会 次回予定 N 月 P 日				
N 月 E 日	母市役所来所面接 . . . . .				

表2 スケジュール・チャートの素案例 2

今後のプログラム・スケジュール		方針：両親の育児に自信を持ってもらう 親子の安心感を確かめる				
時 期	項 目	内 容	項 目	内 容	項 目	内 容
5 月	面会	毎土曜 保育士同席で面会	家庭訪問	3 週に 1 回	来所面接	月 1 回 市役所
6 月	面会	5 月の様子で親子だけで面会	家庭訪問	同じ	来所面接	同じ
7 月	子ども家庭センターでカンファレンス 面会 外出の適否について調整					
. . . . .						

表 3

家族支援のためのチェックリスト

～評価のための基準尺度～

【子どもの状況】

① 子どもの健康・発育の状況

\*乳児項目

- 1: 健康面・発育面に障害が見られ、継続的な医学的・心理学的アプローチが必要である
- 2: 健康面・発育面に環境次第で障害を生じる可能性が高く、継続的なフォローが必要である
- 3: 継続的なフォローは必要ないが、健康面・発育面にも注意が必要である
- 4: 発育面（健康面）が心配だが、健康面（発育面）は順調である
- 5: 健康で発育も順調である

② 親に対する恐怖心の程度（親と安定して向かい合えること）

\*乳児・ネグレクト非該当

- 1: 親に会いたがらない、もしくは拒否的な態度や強い不安（恐怖、悪夢、夜恐等）を示す
- 2: 実際に接触すると、その場や面会后に不安定な状態（拒絶、恐怖、硬直、落ち着きのなさなど）がみられる
- 3: 恐怖心は軽減しているが、不安や不自然なようすが垣間見られる
- 4: 不安や不自然な様子が多少見られるが、恐怖心はほぼ消失している
- 5: 安心・安定した自然な接触が見られる

\*下線は、初期評価と非虐待者（配偶者等）の場合削除して考える

③ 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること

\*乳児非該当

- 1: 対人関係や情緒が不安定で、実生活上も困難性が高い（場合によっては、専門的治療の検討を要する）
- 2: 基本的には不安定で、ときに対人的トラブルや精神症状を呈し、不適応状態を認める。職員の適切な助言・対応が必要である
- 3: 日常は一応の安定した生活が可能だが、時に情緒不安定な状態を呈する。当面、状態観察が必要である
- 4: ほぼ安定した人間関係や集団適応が可能だが、不安は抱えている
- 5: 対人関係や集団適応上はほぼ問題ない。情緒面も安定している

④ 虐待（親子関係不調）に対する認知の程度

\*乳児・ネグレクト非該当

（自己評価・親評価の修正）

\*年齢を考慮に入れること

- 1: 虐待（親子関係不調）の事実認識が全くない。もしくは誤って理解している
- 2: 親とうまくいかない事実認識（施設入所の理由）が曖昧である
- 3: 虐待の事実は一応認めているが、自己や親の評価、あるいは親子の問題は曖昧なままである
- 4: 親子関係の問題は理解しているが、認知の歪みが残っている
- 5: 虐待の事実や親子関係の問題を客観的に認めている

\*「虐待に対する認知」とは、親子関係が不調であることを認識することと、（虐待の原因ではなく）虐待行為は虐待者が悪く自分が悪くないと認識すること

【親・精神的（心理的）状況】

⑤ 「虐待の事実（親子関係不調）」を認めていること

- 1：虐待の事実を完全に否定している、もしくは行為自体になんら問題を感じていない
- 2：内心認めていることが推察されるが、態度は曖昧にしたままである（防衛的）
- 3：一応かたちとしては認めているが認識は浅い（解決へ向けた行動はみられない）
- 4：一応の問題認識をもっている（解決への行動もみられる）
- 5：事実として冷静に認め、確かな問題認識をもっている

⑥ 子どもの立場に立った見方や感じ方ができること（子どもへの認知の歪みがないこと）

- 1：自己中心的で、子どもの気持ちの読みとりが全くできない  
（例；「子どもが私を怒らせるから」「子どもが私をバカにしている」など）
- 2：理屈では理解しているが、解決への努力はみられない
- 3：理屈では理解できていても、対応は自己中心的になりがちである  
（解決への努力はみられる）
- 4：自己中心的な見方は残していても、子どもの立場を理解しながら対応できる
- 5：子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる

⑦ 子どもへの衝動のコントロールができること（虐待に至らないこと） \*ネグレクト非該当

- 1：衝動性に気づいておらず、ためらいなく虐待する
- 2：衝動性に気がついてはいるが、虐待に至る可能性が高い
- 3：衝動のコントロールはほぼ安定しているが、虐待に至る可能性も残る
- 4：衝動のコントロールが安定し、虐待に至る可能性は低い
- 5：適切にコントロールできている

⑧ 親が精神的に安定していること

- 1：常に不安定である（場合によっては、治療等の検討を要する）
- 2：ある刺激や状況に対して不安定になりやすい
- 3：通常は安定しているが、子育てに影響するほどの不安定な状態になるおそれもある  
（環境や状況次第で予防は可能である）
- 4：子育ての不安・緊張はあるものの、一応安定している
- 5：安定している

\*乳児・

⑨ 養育の放棄・放任の程度（子どもの生活の無視、犠牲あるいは無関心） ネグレクト項目

- 1：子どもの生活が全く保障されていない
- 2：子どもの生活へのかかわりは薄く、衣食住（安全・衛生）への配慮も不十分である
- 3：最低限の衣食住については配慮するが、子どもの生活へのかかわりは不十分である
- 4：子どもの生活へのかかわりはあるが、時に親の生活が優先されがちである
- 5：子どもの生活全般を保障され、子どもの生活へのかかわりもできている

\*「4」以降は、衣食住の保障が前提

\*「子どもの生活」とは、子どもの生活リズムや親との情緒的な交流、教育環境等を含む

\*「親の生活の優先」とは、子どもが必要としている時に、それを無視、あるいは感じることができずに子どもに対応しないことを指す



【親・家族の社会的状況】

⑩ 生活基盤が安定していること（経済面・住居等）

- 1：生活基盤が存在しないか、もしくは子どもが生活していくには全く不適切な環境である
- 2：不安定な生活基盤である
- 3：生活基盤はあるが、条件次第で不安定になることも予測される
- 4：一応最低限の生活基盤が安定して確保されている
- 5：安定した生活基盤がある

⑪ 公的機関（主に児童相談所）との相談関係が築かれていること

- 1：児童相談所に敵意をいだいているか、もしくは関係を築いていくことに拒否的である
- 2：拒否的ではないが、児童相談所からの強力な働きかけが必要である
- 3：不安定だが、児童相談所もしくは関連機関とは一応相談関係はつくられている
- 4：児童相談所もしくは他の機関と良好な関係が築かれている
- 5：児童相談所のほか、他の関係機関とも良好な関係が築かれている

⑫ 夫婦や家族に対して、地域・社会のモニター・支援機能が存在すること

- 1：全くない
- 2：期待したいモニター機能はあるものの、不確実もしくは機能していない
- 3：唯一のモニター機能が存在する
- 4：複数の確実なモニター機能が存在する
- 5：モニター機能は必要ない（ただし、⑪が4もしくは5の評価であること）

\*在宅プログラムをイメージした時にチェックする

⑬ 適切な地域でのサービス（公的・私的）を利用あるいは受け入れる態度

- 1：援助を積極的に拒否し、地域でも孤立した状況である
- 2：援助には消極的に拒否した態度である
- 3：一応援助を求めている態度を示している
- 4：積極的に求めている（依存的要素を含む）
- 5：適宜必要な援助が求められる

\*在宅プログラムをイメージした時にチェックする

【親子関係の状況】

⑭ 親子がお互いに安心して過ごせること

\*乳児非該当

- 1 : 親子どちらか、もしくは双方が強い不安・緊張を示す、あるいは険悪な関係を呈する可能性が高い
- 2 : 短時間なら安心して過ごせるが、第三者の介在が必要である  
(職員同席の短時間の面会は可能)
- 3 : 多少の不安・緊張はみられるが、一応家族だけで安心して過ごすことはできる  
(面会・外泊は可能だが、持続的で安定した関係はまだ難しい)
- 4 : 場面によって緊張を生む可能性はあるが、親の対応に任せられる範囲にある
- 5 : 自然な関係の中で、親子が安心・安定して過ごせる

⑮ 親子がお互いに肯定的に評価しあえること

\*乳児非該当

- 1 : 双方もしくはどちらかが、相手に対して(感情的な)非難や否定をしている。もしくは非現実的な理想化をしている
- 2 : 双方もしくはどちらかが、現実的なイメージは持っていないが、相手に対する非難や否定は少ない
- 3 : お互いに、非難・否定が少なく、現実的なイメージを持ってきている
- 4 : お互いに現実的なイメージを持っているが、お互いに確認し合えていない
- 5 : お互いに安定した信頼関係(安心感)が築かれている(確認済み)

\*「現実的なイメージ」とは、良い面、悪い面を肯定的に認識していること

⑯ 子どもの物理的・心理的居場所があること(家族関係や家族状況が調整されていること)

- 1 : 子どもを物理的・心理的に受け入れる場・姿勢がみられない
- 2 : 受け入れる姿勢はあるが、子どもが不安定になる家族の問題が残されている  
(問題意識は希薄である)
- 3 : 家族の問題は残されているが、子どもの居場所はある  
(問題意識はある)
- 4 : 家族の調整は一応されている
- 5 : 家族関係が良好で、子どもにとって快適な居場所が確保されている

\*夫婦関係、きょうだい、祖父母関係等含んで考える

⑰ 親子の非言語的な関わり

\*乳児項目

- 1 : 子どもの行動(泣くことや笑うこと等)があっても、無視・拒絶する
- 2 : 子どもの行動に対して敏感ではない。子どもは嫌がる(とまどう)様子を見せる
- 3 : 子どもの行動に反応できるが、関わり方はぎこちない。子どもは嫌がらない(とまどわない)
- 4 : 不十分だが、比較的良好な親子の相互の反応が認められる
- 5 : 子どもの行動に敏感で、親子双方から自然な非言語的なかわりが認められる

\*暴力があれば「0」になる

表4 家族評価ワークシート(標準用)

記入年月日: H 年 月 日		生年月日: 年 月 日		評価の目的:		総合評価(方針)	
児童氏名:							
項目	子エック 表評価						
2	親への 恐怖心	4.5					
3	対人関係 情緒の安定	5					
4	虐待に対 する認知	非該当					
5	虐待の 事実認識	3.5					
6	子どもの 立場理解	4					
7	衝動 コントロール	4					
8	精神的 安定	4					
10	生活基盤	5					
11	公的機関と の相談関係	4					
12	地域の モニター機能	5					
13	サービス利用 への態度	4					
14	安心して 過ごせる	3					
15	互いの肯定 的評価	?					
16	物理的 心理的 居場所	3					
児 童							
親・ 精神的(心理的)状況							
親・ 家族の社会的状況							
親子 関係							

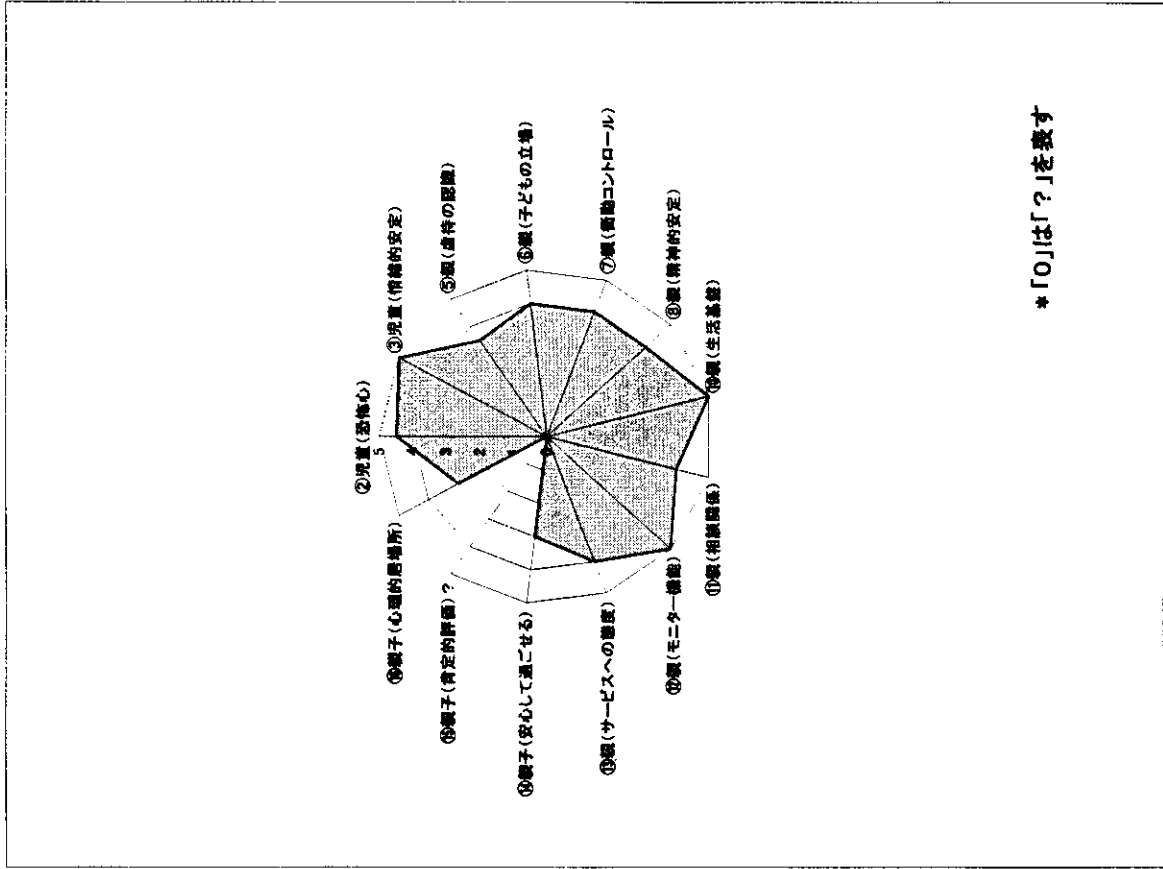


表5 引き取りに向けてのプログラムI

氏名 : A

(\*プログラムIの「X月」は、プログラムIIの「X月」と同一)

設定年月日: 平成 年 月 日

項目	時期	〇月	〇月	〇月	〇月	X月	〇月
親子接触	面会 (立会者)	←					→
	外泊(泊数)/週	①泊	②(土・日・月)	③	頻度は親の意向を尊重し決定 (施設職員)		
児相プログラム	親	家訪 (頻度等)	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎
		来所 (頻度等)	同行(1/週) ◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎
	子	施設	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎
		来所	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎
		家訪	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎
ネットワーク会議	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	
		処遇会議・カンファレンス (泊数増の可否の検討)		処遇会議提出・経過報告		処遇会議・カンファレンス (措置停止の可否の検討)	
		◎◎◎		◎◎◎		◎◎◎	
		◎◎◎		◎◎◎		◎◎◎	
		◎◎◎		◎◎◎		◎◎◎	
		◎◎◎		◎◎◎		◎◎◎	

◎ ◎ ◎ ~親へのプログラム説明

【方針】

- ・両親の育児に対する自信をつけること。
- ・適切な援助を求めることができるようになること。
- \* ネットワーク会議メンバー(〇月)~児相・施設・保健婦(市・県)  
(〇月)~児相・施設・保健婦(市・県)・家児相・保育園等

【プログラム中止・延期の条件】

- ・親が児相との約束を守れない時

【備考】

- ・プログラムの変更する場合、処遇会議(カンファレンス)に随時提出・検討する。



表6 引き取りに向けてのプログラムⅡ  
(プログラムⅡの「X月」は、プログラムⅠの「X月」と同一)

氏名 : A  
設定年月日: 平成 年 月 日

項目	X月	○月	○月	○月	○月	○月	8月	
親子接触	頻度は親の意向を尊重し決定 (施設職員)							↑
児相プログラム	親	②泊(土日月)	②泊と③泊を隔週	②泊と③泊を隔週	④か⑤泊/隔週	④か⑤泊/隔週		
	家訪 (頻度等)	保	保	保	保	保	保	
	来所 (頻度等)	母~2/月 父~1/月	母~2/月 父~1/月	母~2/月 父~1/月	母~2/月 父~1/月	母~2/月 父~1/月	母~2/月 父~1/月	
	施設	母~2/月 父~1/月	母~2/月 父~1/月	母~2/月 父~1/月	母~2/月 父~1/月	母~2/月 父~1/月	母~2/月 父~1/月	
	来所 家訪	心	心	心	心	心	心	
ネットワーク会議	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎							

● ~親へのプログラム説明

【方針】

- ・両親の育児に対する自信をつけること。
- ・適切な援助を求めることができるようになること。
- \* ネットワーク会議メンバー(○月)~児相・施設・保健婦(市・県)・家庭相・家児相(○月)~児相・施設・保健婦(市・県)・家庭相・保育園等

【プログラム中止・延期の条件】

- ・親が児相との約束を守れない時

【備考】

- ・3月からの泊数増に伴い、外泊の曜日設定については両親の希望と施設の意見聴取の上、決定が必要。
- ・プログラムを変更する場合、処遇会議(カンファレンス)に随時提出・検討する。

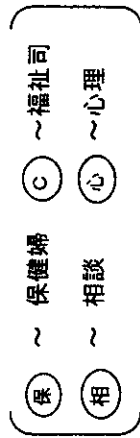
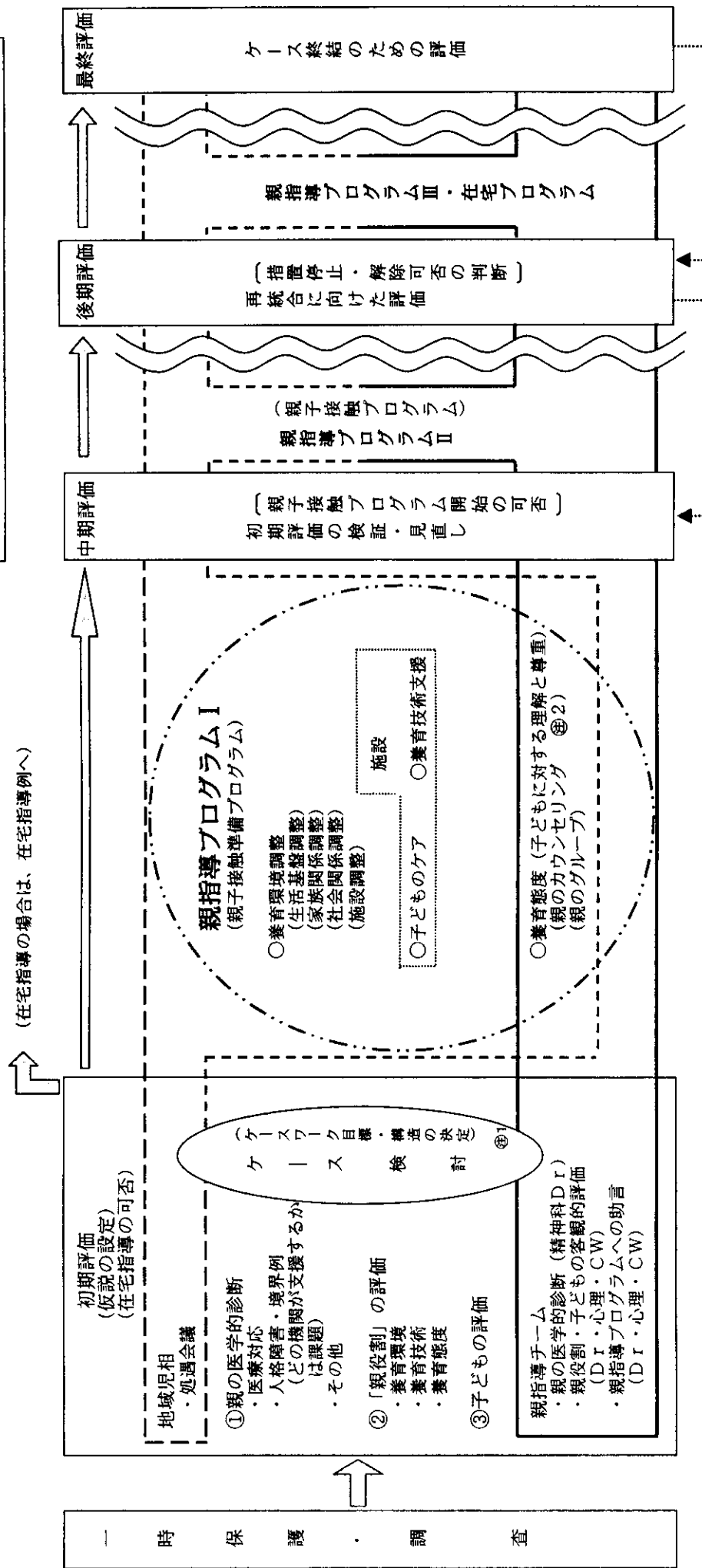


図 1 再統合に向けた標準的な流れの例（親指導チームの役割）（分離ケースの場合）（在宅指導の場合）



\* 児童相談所における親指導の定義「親」とは「子」と対の関係であるから、「親指導」とは虐待する人の個人的問題に対して支援することではなく「親としての役割（親役割）」に対して支援することという。

\* 「親役割」養育環境を整え、養育技術を用い、子どもを尊重しながら養育することを「親役割」という。

\* 養育環境 養育空間の整備、家族関係等という。

\* 養育技術 年齢によって内容は違いますが、乳児であればミルクの飲ませ方やあやし方、幼児以降であれば叱り方、ほめ方等、具体的に子どもとかわかっていく方法のことという。

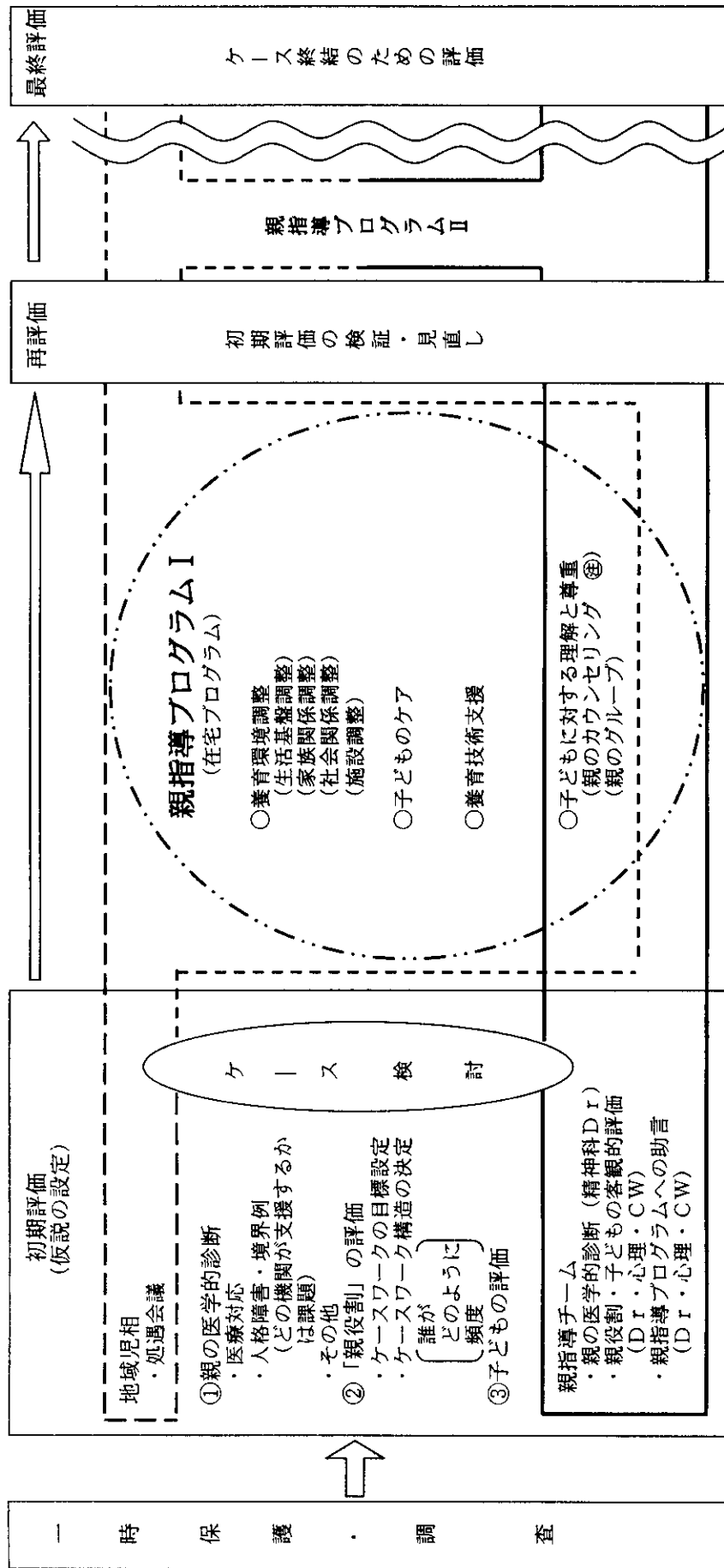
\* 養育態度 子どもの個性を理解すること、個性に合わせたかわり方を行い、肯定的な気持ちを持ってかわることをいう。

① ケースワークの構造とは、いつ・誰が・どの位の頻度でかわるのかを指す。

② ①親のカウンセリングは、地域児相 (CW・心理) が親指導チームの助言により実施。  
③ 地域児相と協議し、親指導チームが同席で行う。

図 2 再統合に向けた標準的な流れの例（親指導チームの役割）

\* 児童相談所における親指導の定義  
 「親」とは「子」と対の関係であるから、「親指導」とは虐待する人の個人的問題に対して支援することではなく「親としての役割（親役割）」に対して支援することをいう。



\* 「親役割」  
 養育環境を整え、養育技術を用い、子どもを尊重しながら養育することを「親役割」という。

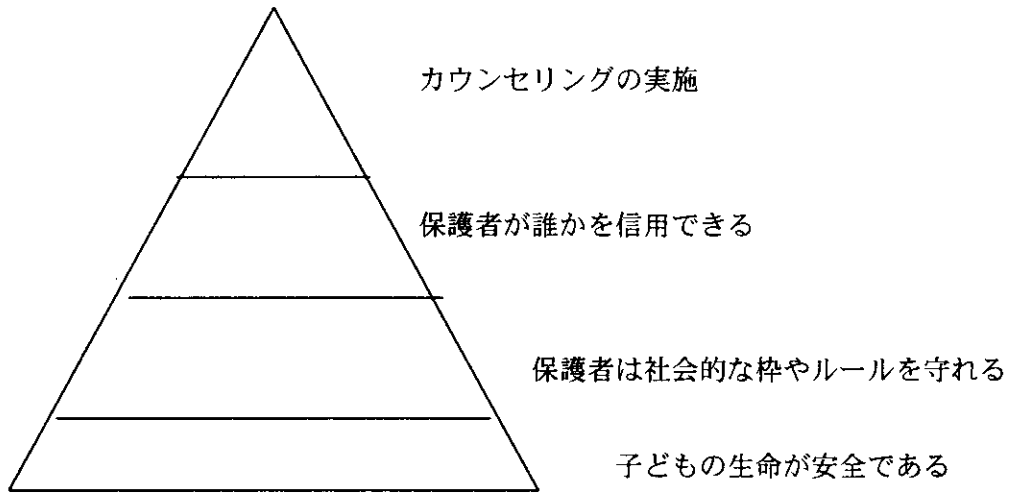
\* 養育環境  
 養育空間の整備、家族関係等をいう。

\* 養育技術  
 年齢によって内容は違うが、乳児であればミルクの飲ませ方やあやし方、幼児以降であれば叱り方、ほめ方等、具体的に子どもとかがかわっていく方法のことをいう。

\* 子どもを尊重すること  
 子どもを個性を理解すること、個性に合わせたかわり方を行い、肯定的な気持ちを持ってかわることをいう。

㊸ ① 親のカウンセリングは、地域児相 (C W・心理) が親指導チームの助言により実施。  
 ② 必要に応じて親指導チームが同席で行う。

図3 保護者へのカウンセリングの条件（北九州市）





**虐待する親への指導ー特に子どもを分離保護した場合の親指導の検討 第1報**  
2002.5.21

平成13年度 大阪府子ども家庭センター 虐待対応プロジェクトチーム：

親指導・施設における治療援助プログラム開発チーム報告2「親指導のあり方について」 2002.3.5 より

**目次**

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
2. 虐待者援助を考える上での虐待者のカテゴリーについて・・・・・・・・ 63
- 3-1. 虐待者が示す反応と援助への動機づけについて：在宅援助事例の検討から・・・・ 68
- 3-2. 親子分離した事例の検討からみた虐待者が示す反応と援助への動機づけについて・・・・ 70
4. 子どもを分離した虐待者への援助のあり方について・・・・・・・・・・・・ 76

## 虐待する親への指導—特に子どもを分離保護した場合の親指導の検討 第1報

2002.5.21

平成13年度 大阪府子ども家庭センター 虐待対応プロジェクトチーム：

親指導・施設における治療援助プログラム開発チーム報告2「親指導のあり方について」 2002.3.5 より

### 平成13年度 虐待対応プロジェクトチーム：親指導・施設における治療援助プログラム開発チーム

堺子ども家庭センター 健全育成課 山本 恒雄：文責

中央子ども家庭センター 虐待対応課 西本 美保

池田子ども家庭センター 健全育成課 小玉 彰二

吹田子ども家庭センター 虐待対応課 杉本 利一

富田林子ども家庭センター 健全育成課 伊庭 千恵

助言・サポート： 中央子ども家庭センター 次 長 輪木 恵子

中央子ども家庭センター 企画情報室 前河 桜

(各メンバー所属は平成13年度現在での所属)

#### 1. はじめに

虐待者である親への指導・援助は、被虐待児への治療と平行して行われることにより、親子関係の再構築への道を開くものであり、子ども家庭センターは虐待を受けた子どもへの保護・治療的援助と、虐待者である親への指導・援助という大きなふたつの課題を担っていると言える。

親の指導・援助にあつたては、子どもたちが健全に育つには、安全で安心できる家庭こそが重要であり、そうした環境と養育関係を提供することが、親の最も大切な役割であるにもかかわらず、親自らが子どもたちの健康に育つ権利を奪い、子どもを傷つけてしまっていることを親自身が認識できているかどうか、つまり「虐待」を認識しているかどうか、が指導の展開のための重要な鍵になる。

これまで、子ども家庭センターは子どもの各般の相談に応じ、そのための家族調整や親子の指導・援助を行う機関であり、親と子どもが主体的に問題の改善に取り組めるよう、主として非指示的・受け入れ的な援助を行ってきた。虐待に対しても、虐待に至ってしまう親の事情や家庭内のストレス等、親の状況を十分理解し受容的に受け止めながら、虐待者の主体的な改善への援助を図ってきたと言える。どちらかといえば、これまでの虐待者への指導・援助は、虐待によって子どもに起こっている問題行動や育てにくさに焦点をあて、親と子どもへの関わりを調整し、親子分離が必要な場合は同意を得て進めていくというアプローチが中心であった。しかし虐待者自身に「虐待」の認識がなく、子ども家庭センターの指導・援助に協力が得られない場合は、改善も遅々として進まず、関わり効果が期待できない場合が多く、早い時期に親に「虐待の告知」を行い、虐待は許されないことであることを明確にした上で、子ども家庭センターは親とともに問題の解決や改善に向けて援助をしていく機関であることを示すことが、むしろ虐待問題についての親との関係が取りやすいという状況認識が生まれてきている。

平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下児童虐待防止法という）が施行され、虐待の早期発見・早期対応とともに、同法第11条に児童虐待を行った保護者に対し、児

児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合は、同号の指導を受けなければならないことが規定され児童福祉司指導の措置が明確に位置づけられた。さらに、同条第2項で保護者が指導を受け入れないときは、都道府県知事から指導を受けるよう勧告ができるとされ、指導を受ける義務が強化された。これは児童相談所が速やかな子どもの安全確認と一時保護を行って子どもの命を守ることと、虐待をしてしまった親・家族への指導を行って、親の虐待行為の改善を図り、虐待の再発を防ぐ、というふたつの大きな課題を担う機関であることを明確化したものである。

また、児童虐待防止法第13条では、虐待を受けた児童に施設入所の措置が採られ、当該児童の保護者については児童福祉司指導が採られた場合、当該児童についての施設入所等の措置を解除しようとするときは、保護者に児童福祉司指導を行っている児童福祉司等の意見を聴かなければならないと規定された。これは同法第11条の指導を受ける義務の遵守の状況が措置の解除にあたって考慮されることであり、親に対し児童福祉司指導を受けることが措置解除のひとつの条件になることを示すこととなった。併せて指導にあたる児童福祉司も親に対しどのような指導・援助のプログラムを用意し、入所前に比べ何が改善し親の変化があったかどうかを常に把握し、子どもを親のもとに返すことにより虐待が再発しないか等の判断が求められ、親指導の内容や質が問われることとなっている。

また前条第12条では、児童福祉法第28条に基づき、保護者の意に反する措置が採られた場合には、児童虐待を行った保護者に対し当該児童との面会又は通信を制限することができると規定された。前述した親への児童福祉司指導の進捗状況と併せ面会の時期を判断していくことが重要であり、親子の状態、虐待の状況によって指導・援助の目標を設定し、スケジュール化しながら進めていく体制が必要である。

子ども家庭センターが親指導・援助のどこまでの分野を担えるかは、他機関との役割分担も含めて検討を要することであるが、現状では子ども家庭センターが取り組める分野の充実を図ることが必要である。虐待者自身からの相談や、通告から介入するが親自身も虐待を認めており悩んでいるなど指導・援助への動機づけがある場合は、課題を明確にし、問題の改善に向けての援助が親指導の中心となり、対立的な関係にはならず、受け入れ的な関係のなかで援助を進めていくことができる。この場合は、虐待者自身が改善に向けて主体的に取り組むこととなり、自ら抱えている内面的な問題への治療的な援助も可能となる。

しかし立入り調査等、職権で強制的に介入し、子どもを一時保護した場合は、親に虐待の認識がないことが多く、子ども家庭センターの虐待としての判断に対し、親が激しい抵抗を示し対立関係を余儀なくされ、援助についても児童虐待防止法で義務づけられた児童福祉司指導の枠組での指導を展開していくこととなる。この場合は親子分離をしていることが多く、親は子どもを返して欲しいが故にしぶしぶ指導に応じる形となることが多い。

動機づけの低い親への強制的な指導によって親が自らを変える努力を行うまでにはかなりの期間を要するとともに、親の内面的な問題にまで触れることは困難である。特に最初は、強い指導・介入を軸とした関わりとなり、子ども家庭センター側が改善に向けての条件を示しながらの指導となる。この場合、親が一定の課題をクリアーすることにより次の課題に進める等、親にと

っても目にみえる課題の設定が必要になってくる。親子の分離介入を行う唯一の機関である子ども家庭センターが、最終目標である親子の再統合に向けて、親への指導のプログラムを準備することは、今求められている緊急かつ重要な課題であると考えます。

今回、親指導のあり方の検討では、

1. 虐待者援助を考える上での虐待者についてのカテゴリについて（本文項目2）
2. 虐待者が示す反応と援助への動機づけについて（本文項目3）
3. 子どもを分離した虐待者への援助のあり方について（本文項目4）

上記3項目について検討した。

「虐待者援助を考える上での虐待者についてのカテゴリについて」では虐待する親をどのようなタイプやカテゴリに分けられるかを整理し、対応する指導方法の検討の必要性を述べた。身体的虐待とネグレクトについて、虐待する親と子どもの要因をタイプ分類し、虐待者に虐待についての告知を行った場合の虐待者の反応により、①虐待を否認し援助者との関係を拒否する親、②援助の受け入れが変動的な親、③虐待を認め問題意識を持ち積極的に援助を求める親、の3タイプに大別し指導方法の検討のための基本とした。

「虐待者が示す反応と援助への動機づけについて」では在宅の場合と分離の場合に分け、事例を通して実際の指導・援助の中から「虐待の告知」等、親への動機づけについて検討した。虐待者への援助を進めるためには、初期の段階において虐待者自身が「虐待」という問題に取り組むためのモチベーションを持てるようなアプローチが必要であり、その時点から指導・援助が開始されているととらえた。

「子どもを分離した虐待者への援助のあり方について」では先の2項目の検討を踏まえて、子どもを分離した虐待者への援助のあり方を子ども家庭センターと虐待者との関係を軸に、

指導・援助姿勢1 虐待者が虐待の事実を認めず、子ども家庭センターへの協力に同意しない  
で時には激しく対立することを受けての強い指導・介入を軸とした関わり

指導・援助姿勢2 虐待者が部分的には虐待を認めるが、子ども家庭センターへの協力についても表面的・部分的に同意する姿勢を示すだけを受けての指導・教育・福祉的援助を軸とした関わり

指導・援助姿勢3 虐待者が虐待を認め子ども家庭センターへの協力に同意することを受けて指導・治療的接近を含む援助を軸とした関わり

の3つの姿勢に分け、

子ども家庭センターがどのような関わりができるのか関わりの目標設定を、

目標設定水準1 親としての役割、具体的行為、客観的に確認可能な事実の水準

目標設定水準2 虐待における親子の関係性に焦点付けた虐待者の内的吟味の水準

目標設定水準3 虐待者の個人的な人生上の課題についての内的検討の水準

の3水準を設定し、

基本的な設定と3つのアプローチ・タイプを検討した。

基本的な設定は、子どもの分離・保護時点での虐待の告知と指導・援助方針の提示である。